



ベトナムで就労する外国労働者等に関する議定の改正

1. はじめに
2. 重要な改正点
3. 終わりに

弁護士 萩原 亮太
 弁護士(ベトナム資格) グエン・ティ・ホアイ・イエン
 弁護士(ベトナム資格) ダオ・ハイ・リン

本ニュースレターは東京共同会計事務所の2023年12月27日付けVietnam Newsletterに寄稿したものです(<https://www.tkao.com/news/newsletter-2023-4/>)。

1. はじめに

ベトナムで就労する外国労働者の条件等については主にDecree No. 152/2020/ND-CP (以下「Decree 152」といいます。)に規定されているところ、2021年7月4日付【Vietnam Newsletter¹】(以下「前回レター」といいます。)では、Decree 152の施行(2021年2月15日)に伴って労働許可証発給等が厳格化され、労働許可証の新規取得や更新が認められない事例が相次いでいることに関する現状及び今後の展望を取り上げました。

これに関し、Decree 152を修正補充するDecree No. 70/2023/ND-CP(以下「Decree 70」といいます)、Decree 70による修正補充後のDecree 152を「改正Decree 152」といいます。

¹ <https://www.tkao.com/wp-content/uploads/2022/04/e3e04379a0534fa73e5e6ea8e605864b.pdf>

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2024

す。)が2023年9月18日に制定・施行されました。Decree 70により改正された箇所は多岐にわたるところ、本稿では、改正箇所のうち特に重要な点をいくつか取り上げます。

2. 重要な改正点

(1) 「専門家」「技術者」の要件の緩和等

ベトナムで企業が外国人労働者を雇用できるのは、ベトナム人労働者が生産・経営上の需要に応じることができない管理職、運営職、専門家及び技術者の職務上の地位に限られており(労働法²第152条第1項)、これについてはそれぞれ、「専門家」、「管理者」、「運営監督者」、「技術者」としてDecree 152で具体的な要件が規定されています。

この点、Decree 152は従前の議定(Decree No. 11/2016/ND-CP³。2021年2月15日に失効。)に比して特に「専門家」の要件を厳格化していたところ、Decree 70により「専門家」及び「技術者」の要件が一定程度緩和等されました⁴。具体的には以下のとおりです。

(a) 「専門家」

Decree 152及び改正Decree 152における「専門家」の要件は以下のとおりです(Decree 152第3条第3号各号、改正Decree 152第3条第3号各号)。

Decree 152	改正 Decree 152
①大学レベル以上の卒業証明書または同等の証明書類を有し、外国人労働者がベトナムで就労する予定の職位に適合する養成を受けた専門分野での最低3年の職務経験を有する場合	①大学レベル以上の卒業証明書又は同等の証明書類を有し、 外国人労働者がベトナムで就労する予定の職位に適合する最低3年の職務経験を有する場合
②外国人労働者がベトナムで就労する予定の職位に適合する最低5年の職務経験と職業証明書を有する場合	②外国人労働者がベトナムで就労する予定の職位に適合する最低5年の職務経験と職業証明書を有する場合
③政府首相が労働傷病兵社会問題省の提案に従って特別に決定する場合	③労働傷病兵社会省の提案に従った政府首相の決定による特別な場合

①から③の何れかに該当すれば「専門家」として労働許可証の発給を受けることができるところ、①の要件が緩和され、必要となる最低3年以上の職務経験について、「外国人労働者がベトナムで就労する予定の職位に適合する養成を受けた専門分野での最低3年の職務経験」である必要があったのが、「外国人労働者がベトナムで就労する予定の職位に適合する最低3年の職務経験」であれば足りることになりました。なお、②の「職業証明書」としてどのような証明書が必要なのかは依然として法令上明らかではないため、前回レターに記載していた状況(当局が個々の事案に応じ個別に判断する状況)は依然として続くものとは思われます。

(b) 「技術者」

Decree 152及び改正Decree 152における「技術者」の要件は以下のとおりです(Decree 152第3条第6号各号、改正Decree 152第3条第6号各号)。

² 労働法:Law No. 45/2019/QH14

³ Decree No. 11/2016/ND-CP:Decree No. 11/2016/ND-CP(Decree No.140/2018/ND-CPにより修正補充)

⁴ なお、2021年9月9日付のCOVID-19の状況における企業、合作社、経営世帯の支援に関する政府の議決(Resolution No. 105/NQ-CP)においても「専門家」及び「技術者」の要件の緩和がなされていましたが、当該議決はCOVID-19の状況下での特例であり、COVID-19の流行状況が落ち着いて以降は、当該議決注の特例は適用されないものと考えられ、また、実務上もそのように取り扱われていたようです。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

©URYU & ITOGA 2024

Decree 152	改正 Decree 152
①最低 1 年の技術的専門又はその他専門の養成を受け、養成を受けた専門分野における最低 3 年の職務経験を有する場合	①最低 1 年の養成を受け、外国人労働者がベトナムで就労する予定の職位に適合する最低 3 年の職務経験を有する場合
②外国人労働者がベトナムで就労する予定の職位に適合する最低 5 年の職務経験を有する場合	②外国人労働者がベトナムで就労する予定の職位に適合する最低 5 年の職務経験を有する場合

①又は②の何れかに該当すれば「技術者」として労働許可証の発給を受けることができる。①の要件が緩和等され、必要となる最低 1 年の養成については、「最低 1 年の技術的専門又はその他専門の養成」が必要であったのが、「最低 1 年の養成」であれば足りることとなり、また、必要となる最低 3 年以上の職務経験については、「養成を受けた専門分野における最低 3 年の職務経験」である必要があったのが、「外国人労働者がベトナムで就労する予定の職位に適合する最低 3 年の職務経験」となりました。

(2) 企業が外国労働者を雇用するに当たっての要件の加重

他方、Decree 70により、企業が外国労働者を雇用する際に必要な手続は加重されました。

具体的には、企業が外国労働者を雇用するには、一定の場合を除いて、雇用に先立って所定の当局に外国人労働者使用の需要の説明報告をし、当局の承認を得る必要があるところ(Decree 152第4条第1項第a号、第2項)、2024年1月1日以降、この需要説明報告の実施予定日の少なくとも15日前の期間、所定の当局の電子ポータル上でベトナム人労働者の採用通知(地位及び業務職名、業務の記述、人数、レベル・経験に関する要求、給与額、就業時間及び地点に関する内容を含みます。)を実施しなければならないことになりました(改正Decree 152第4条第1項第c号)。

そのため、2024年1月1日以降に、外国人労働者をベトナム企業において雇用しようとする場合には、上記の規制に留意する必要があります。

3. 終わりに

上記の改正点のほか、労働許可証の発給申請書類や労働許可証の発給を受ける必要のない外国人労働者に関する改正点等があります。また、Decree 70 は制定・施行されてから間がないため、運用が流動的である可能性があります。そのため、皆様がベトナムに進出し事業運営するにあたっては、今後の動向には引き続き注視するのが望ましいと思われます。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。
(<https://uryuitoga.com/form>)

以上